

（マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部改正）

第21条 マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていなければ、これを加える。

改 正 後

目次

- 第一章 マンション管理士（第一条～第四十九条）
第一節 （略）
第二節 マンション管理士の登録（第二十四条の二～第四十条）
第三節 （略）
第二章～第五章 （略）
附則

第二節 マンション管理士の登録

（心身の故障によりマンション管理士の業務を適正に行うことができない者）

第二十四条の二 法第三十条第一項第六号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害によりマンション管理士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことことができない者とする。

（登録の申請）

第二十五条 法第三十条第一項の規定によりマンション管理士の登録を受けようとする者は、別記様式第三号によるマンション管理士登録申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
2) マンション管理士登録申請書には、法第三十条第一項各号のいずれにも該当しない旨を誓約する書面を添付しなければならない。

改 正 前

目次

- 第一章 マンション管理士（第一条～第四十九条）
第一節 （略）
第二節 マンション管理士の登録（第二十五条～第四十条）
第三節 （略）
第二章～第五章 （略）
附則

第二節 マンション管理士の登録

（新設）

第二十五条 法第三十条第一項の規定によりマンション管理士の登録を受けようとする者は、別記様式第三号によるマンション管理士登録申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2) マンション管理士登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第一号の書類のうち、成年被後見人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律五百五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。以下「後見等登記事項証明書」という。）については、その旨を証明した市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長の証明書をもつて代えること

ができる。

一 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書

二 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第二百四十九号）附則第三条第一項及び第二項の規定により成年被後見人及び被保佐人とみなされる者に該当しない旨の市町村の長の証明書

三 法第三十条第一項第二号から第六号までに該当しない旨を誓約する書面

3

（略）

4 第二項の誓約書の様式は、別記様式第四号によるものとする。

（死亡等の届出）

第三十一条 マンション管理士が次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、当該マンション管理士又は戸籍法（昭和二十一年法律第二百二十四号）に規定する届出義務者（第三号の場合にあっては、当該マンション管理士の同居の親族）若しくは法定代理人は、遅滞なく登録証（同号の場合にあっては、病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書）を添え、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（略）

二 法第三十条第一項各号（第三号及び第六号を除く。）のいずれかに該当するに至った場合

三 精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となつた場合

3

（略）

4 第二項第二号の誓約書の様式は、別記様式第四号によるものとする。

（死亡等の届出）

第三十一条 マンション管理士が次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、当該マンション管理士又は戸籍法（昭和二十一年法律第二百二十四号）に規定する届出義務者若しくは法定代理人は、遅滞なく登録証を添え、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（略）

二 法第三十条各号（第四号を除く。）のいずれかに該当するに至つた場合

（新設）

（添付書類）

第五十三条 法第四十五条第一項に規定する国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

第五十三条 法第四十五条第一項に規定する国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、第三号の書類のうち成年被後見人に該当しない旨の後見等登記事項証明書については、その旨を証明した市町村の長の証明書をもつて代えることができる。

一・二 (略)

(削る)

三 登録申請者（法人である場合においてはその役員並びに相談役及び顧問をいい、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合においてはその法定代理人（法定代理人が法人である場合は、その役員）を含む。以下この条において同じ。）及び事務所ごとに置かれる専任の管理業務主任者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長の証明書

四 (略)

三 登録申請者（法人である場合においてはその役員並びに相談役及び顧問をいい、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合においてはその法定代理人（法定代理人が法人である場合は、その役員）を含む。以下本条において同じ。）及び事務所ごとに置かれる専任の管理業務主任者が、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書

四 (略)

五 (略)

(新設)

三 2 (略)
4 法第四十五条第二項並びに第一項第一号、第二号、第四号、第五号、第七号及び第十一号に掲げる添付書類の様式は、別記様式第十二号によるものとする。

(心身の故障によりマンション管理業を適正に営むことができない者)

第五十三条の二 法第四十七条第七号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害によりマンション管理業を適正に営むに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(財産的基礎)

第五十四条 法第四十七条第十一号の国土交通省令で定める基準は、次

(財産的基礎)

第五十四条 法第四十七条第十号の国土交通省令で定める基準は、次

条に定めるところにより算定した資産額（以下「基準資産額」という。）が、三百万円以上であることとする。

第五十五条 基準資産額は、第五十三条第一項第六号又は第七号に規定する貸借対照表又は資産に関する調書（以下「基準資産表」という。）に計上された資産（創業費その他の繰延資産及び営業権を除く。以下同じ。）の総額から当該基準資産表に計上された負債の総額に相当する金額を控除した額とする。

2・3 (略)

(変更の手続)

第五十六条 (略)

2 法第四十八条第三項において準用する法第四十五条第二項の国土交通省令で定める書類は、法第四十八条第一項の規定による変更が法人の役員若しくは事務所ごとに置かれる専任の管理業務主任者の増員若しくは交代又は事務所の新設若しくは移転によるものであるときは、その届出に係る者又は事務所に関する第五十三条第一項第二号、第三号及び第五号に掲げる書類とする。

(心身の故障により管理業務主任者の事務を適正に行うことのできない者)

第六十九条の十八 法第五十九条第一項第七号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により管理業務主任者の事務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(登録の申請)

第七十条 (略)

3 管理業務主任者登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければ

に定めるところにより算定した資産額（以下「基準資産額」という。）が、三百万円以上であることとする。

第五十五条 基準資産額は、第五十三条第一項第七号又は第八号に規定する貸借対照表又は資産に関する調書（以下「基準資産表」という。）に計上された資産（創業費その他の繰延資産及び営業権を除く。以下同じ。）の総額から当該基準資産表に計上された負債の総額に相当する金額を控除した額とする。

2・3 (略)

(変更の手続)

第五十六条 (略)

2 法第四十八条第三項において準用する法第四十五条第二項の国土交通省令で定める書類は、法第四十八条第一項の規定による変更が法人の役員若しくは事務所ごとに置かれる専任の管理業務主任者の増員若しくは交代又は事務所の新設若しくは移転によるものであるときは、その届出に係る者又は事務所に関する第五十三条第一項第二号から第四号まで及び第六号に掲げる書類とする。

(新設)

第七十条 (略)

(登録の申請)

第七十条 (略)

3 管理業務主任者登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければ

ならない。

ならない。ただし、第二号の書類のうち成年被後見人に該当しない旨の後見等登記事項証明書については、その旨を証明した市町村長の証明書をもって代えることができる。

一 (略)

(削る)

二 法第五十九条第一項第一号に規定する破産手続開始の決定を受け復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書

三 法第五十九条第一項第一号から第七号までに該当しない旨を誓約する書面

(略)

四 法第五十九条第一項第一号から第六号までに該当しない旨を誓約する書面

(略)

(新設)

五 国土交通大臣は、法第五十九条第一項の登録を受けようとする者に対し、第三項に規定するもののはか、必要と認める書類を提出させることができる。

六 第三項第一号の書面のうち法第五十九条第一項の実務の経験を有するものであることを証する書面及び第三項第三号の誓約書の様式は、それぞれ別記様式第十八号及び別記様式第十九号によるものとする。

(準用)

第八十条 第三十一条の規定は、管理業務主任者の登録について準用する。この場合において、「当該マンション管理士の同居の親族」とあらるのは「当該管理業務主任者の同居の親族」と、「法第三十条第一項各号（第三号及び第六号を除く。）」とあるのは「法第五十九条第一項各号（第五号を除く。）」と読み替えるものとする。

別記様式第四号（第二十五条関係）

(A.4)

(準用)

第八十条 第三十一条の規定は、管理業務主任者の登録について準用する。この場合において、「法第三十条各号（第四号を除く。）」とあらるのは「法第五十九条第一項各号（第五号を除く。）」と読み替えるものとする。

別記様式第四号（第二十五条関係）

(A.4)

誓

約

書

誓

約

書

私は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第30条第1項
各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

氏名

(印)

国土交通大臣

殿

指定登録機関代表者

別記式第十九号（第七十条関係）

誓

約

書

(A 4)

私は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第30条第1項
第2号から第6号までに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

氏名

(印)

国土交通大臣

殿

指定登録機関代表者

別記式第十九号（第七十条関係）

誓

約

書

(A 4)

私は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第59条第1項
第2号から第7号までに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

氏名

(印)

地方整備局長

地方整備局長

北海道開発局長

殿

北海道開発局長

殿